玄海町水道事業指定給水装置工事事業者各種申請要領

提出書類

　新たに申請をする場合

　・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1号)、機械器具調書(別表)

　・誓約書(様式2号)

　・添付書類

法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

　　　　　　　　　　代表者の身分(身元)証明書

　　　　　　　　　　給水装置工事主任技術者の免状の写し

個人である場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

　　　　　　　　　申請者の身分(身元)証明書

　　　　　　　　　　給水装置工事主任技術者の免状の写し

　※指定を受けた日から14日以内に主任技術者を選任し、選任届出書を提出すること。

・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3号)

　変更が生じた場合

　※変更のあった日から30日以内に下記の届出書及び添付書類を提出すること。

　・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書(様式第5号)

　・誓約書(様式2号)

　・添付書類

法人である場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

　　　　　　　　　　代表者の身分(身元)証明書

　　　　　　　　　　給水装置工事主任技術者の免状の写し

個人である場合は、住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

　　　　　　　　　申請者の身分(身元)証明書

　　　　　　　　　　給水装置工事主任技術者の免状の写し

廃止・休止・再開する場合

　※事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に下記の届出書を提出すること。

廃止、休止の場合は指定証を返却すること。

・指定給水装置工事事業者　廃止・休止・再開　届出書(様式第6号)